

幸田町特例入所児使用料保護者負担金徴収金基準額表

A表

各月初日の保育の実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定 義	3 歳 児 の 場 合	4 歳以上児 の 場 合	
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
第 2	第 1 階層及び第 5 階層～第 10 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	1,500	1,500
第 3		均等割の額のみ世帯	6,500	5,500
第 4		所得割の額のある世帯	12,000	10,000
第 5		22,000 円未満	14,500	12,500
第 6	第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	22,000 円以上 40,000 円未満	17,500	15,000
第 7		40,000 円以上 103,000 円未満	20,000	18,500
第 8		103,000 円以上 413,000 円未満	23,500	21,500
第 9		413,000 円以上 734,000 円未満	25,000	23,000
第 10		734,000 円以上	27,000	25,000

※特例入所（私的契約）児の使用料には、母子・父子、在宅障害者（児）等による減免、多子軽減措置は適用されません。

《 備 考 》

- 1 同居の祖父母が家計の主宰者である場合は所得税額等を合算するものとする。
- 2 徴収金基準額表の算出年齢は当該年度の4月当初における年齢の通年制とする。
- 3 第5階層～第10階層における徴収金基準額の算出は、A表の階層区分の定めにかかわらず、4月から6月までを前々年分所得税課税額により算出し、7月から翌年3月までを前年分所得税課税額により算出するものとする。
- 4 保育料算定時の税額は、配当控除前、外国税額控除前、住宅借入金(取得)等特別控除前、住宅耐震改修特別控除前、住宅特定改修特別控除前、認定長期優良住宅新築等特別控除前、国税電子申告納税システム(e-Tax)による所得税の特別控除前、国や地方公共団体等への寄附金控除前の金額とする。(平成22年7月改正)